

## (仮称) 草津市立プール整備・運営事業 入札説明書に関する質問への回答

- ・ (仮称)草津市立プール整備・運営事業入札説明書に関して、令和2年10月8日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載しておりますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しております。

令和2年10月20日  
草津市

■入札説明書一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
1	全般					質疑回答の踏襲について	令和元年度に実施された(仮称)草津市立プール整備・運営事業の入札における質疑回答は、今回の入札における入札説明書、要求水準書等で変更が無い項目の回答は今回も踏襲されるとの理解でよろしいでしょうか。お教え願います。	令和元年度の入札における質疑回答は、今回の入札においては無効となります。
2	1	第1				入札説明書の位置付け	「先に市が公表した「実施方針」「要求水準書(案)」および「実施方針・要求水準(案)」に関する質問・回答」との間に…」とありますが、「実施方針」「実施方針に関する質問・回答」とは、令和元年6月28日付の実施方針及びそれに対する質問・回答であり、これらは本入札に有効な位置づけと理解してよいでしょうか。	御理解のとおりです。
3	1	第1				入札説明書の位置付け	「先に市が公表した「実施方針」「要求水準書(案)」および「実施方針・要求水準(案)」に関する質問・回答」との間に…」とありますが、「要求水準書(案)」「要求水準書(案)」に関する質問・回答」とは、今回公表された令和2年10月2日付の要求水準書(案)及びそれに対する質問・回答であり、前回公表された令和元年11月18日付のものは全て無効であると理解してよいでしょうか。	No.1およびNo.2の回答を参照してください。
4	3	第2	1	(8)	イ	運営・維持管理期間	第1期は「令和6年6月1日～令和8年3月末(国スポ・障スポが終了する年度まで)」と記載がありますが、国スポ・障スポの開催年度が延期された場合には、第1期の期間が同様に延長されるという認識でよろしいでしょうか。また、その場合は、別紙1の2(3) P6 【サービス購入料Cの構成】運営・維持管理費の[C]の期間が同様に延長されるという認識でよろしいでしょうか。	第1期運営・維持管理期間は、令和7年度に開催される国スポ・障スポが終了する年度末までとすることを考えているため、御指摘のような事態が起こった場合は市において早急に対応を検討します。なお、令和2年10月8日に、公益財団法人日本スポーツ協会の臨時理事会が開催され、滋賀県が令和7年度開催の国スポ・障スポの開催地として正式に内定されております。
5	8	第2	2	(1)		立地条件	別途、貴市が実施する県道迂回路設置工事後に、県有地を整備計画地として取得されることになっています。別途工事又は用地取得、又はその両方が遅延した場合に、それに伴う施設整備期間の延長及びサービス購入料の変更については、貴市の負担との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	市の責めに帰すべき事由により本施設の整備に係る工期または工程を変更したときは、市は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用または損害を負担します。 なお、要求水準書「第2-1-(1)-イ 道路」に記載している工期については、現時点における検討段階のものであり、確定しているものではありません。
6	16	第4	1			入札スケジュール	令和元年度に実施された(仮称)草津市立プール整備・運営事業の入札で行われた意見交換会(対話)を今回も開催する予定はありますでしょうか。お教え願います。	意見交換会(対話)を実施する際には、日程等の詳細については、本事業ポータルサイトにて公表します。
7	16	第4	1			入札スケジュール	第2回の質問および回答後から提案提出までの期間が非常に短いです。ついては、提案作成の効率化と相互の齟齬を最小限にするのために、第2回質疑を競争的対話に変更頂けないでしょうか。	No.6の回答を参照してください。

■入札説明書一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
8	16	第4	1			入札スケジュール	本件入札スケジュールが3か月未満と極めて短いスケジュールであるなか、⑥第2回質問の受付が11月上旬、⑦第2回質問回答の公表が11月中と提案約1か月前であり、質疑回答の内容が提案(入札金額)に反映できない可能性について非常に危惧されます。第2回質問回答については(希望により)対話の機会を設けていただくことで即時・正確に内容確認ができ、提案(入札金額)検討が可能と考えますので、ご対応についてご検討いただけますようお願い申し上げます。	No.6の回答を参照してください。
9	別紙1 P4	2			表2	国庫補助金、 県補助金の適用関係	「④土質改良費」とありますが、この内容についてお教え願います。	要求水準書「第3-2-(2)-イ-(イ)-m」を参照してください。 指定受入れ地へ搬出するに当たり必要となった土質改良に要する費用を指します。
10	別紙1 P5	2	(1)			設計、建設、 工事監理業務の対価(サービス購入料A)	R4年度、R5年度が25%とありますが、出来高がこれらを超えていると仮定した場合、合計4回の支払いは、それぞれサービス購入料Aの25%との理解で良いでしょうか。	御理解のとおりです。 原文のとおり、令和4年度以降の年度毎の出来高に応じた支払いは、出来高の支払額が令和3年度の支払額を超えるまでは、令和3年度の支払額により充当されるものとします。
11	別紙1 P5	2	(3)			運営・維持管理業務の対価(サービス購入料C)	第1期運営・維持管理期間(令和6年6月1日から令和8年3月末日まで)とありますが、入札公告時点で国スポ・障スポが終了する年度末は令和7年3月であるため、第1期は令和6年6月1日から令和7年3月末日という理解で宜しいでしょうか。	令和2年9月25日に、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、スポーツ庁、鹿児島県の4者による「鹿児島国体・鹿児島大会開催時期決定に係る4者トップレベル会議」が開催され、会議の結果、滋賀県における国スポ・障スポについて、令和7年度に開催することで合意されました。 これに伴い、第1期運営・維持管理期間についても、令和8年3月末日までと設定しております。 なお、令和2年10月8日に、公益財団法人日本スポーツ協会の臨時理事会が開催され、滋賀県が令和7年度開催の国スポ・障スポの開催地として正式に内定されております。
12	別紙1 P6	2	(4)	(オ)		光熱水費(サービス購入料D)	(オ)その他料金として計上する費目(燃料等の種類など)とあるが、非常用発電機等の設備燃料は本項目で計上するという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中に事業者が光熱水費として支出する予定の費目について、その他を除く費目に該当しないものは、その他で計上してください。
13	別紙1 P7	2	(5)			修繕・更新業務の対価(サービス購入料E)	「全59回均等払いを原則とするが、業務実施内容に応じた各回均等払い以外の提案を認める」とありますが、例えば、修繕計画通りの年度毎に異なる支払いを提案しても良いということでしょうか。	御理解のとおりです。
14	別紙1 P9	4	(1)	ウ		着工前における改定方法	物価変動に伴う着工前におけるサービス購入料の改定方法について、契約締結時点と着工時点を比較することになっていますが、入札から事業契約締結まで期間がありますので、入札時点と着工時点との比較に変更していただけないでしょうか。	原文のとおりとします。

■入札説明書一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
15	別紙1 P13	4	(4)	ア		物価変動の指標値	水道料金、下水道料金について、使用する指標値が前回入札時から変更されているようですが、理由(意図)をご教示ください。	前回入札では、それぞれの単価・数量を提案することとしていたため、草津市上下水道部の料金を指標としましたが、今回は年間料金の総額を基準額に基づき算定するため、前回と同様の方法では算定が困難であることから、指標値を変更しました。
16	別紙2 P5	3	(2)	ウ		定期モニタリング	業務計画書において、長期修繕計画は、「運営・維持管理業務の開始から3か月前まで、供用開始から10年を経過した時点、および、事業期間終了の1年前までに時点修正を行った期間」に提出するよう記載がありますが、要求水準書のP87-88の内容を拝見すると、「運営・維持管理業務の開始から3か月前まで、供用開始から10年を経過した時点、および、事業期間終了の1年前までの時点」に長期修繕計画を提出すればよいという理解でよろしいでしょうか。	初回の提出は、「運営・維持管理業務の開始から3か月前まで」ではなく「運営・維持管理業務の開始の3か月前まで」です。 また、本項に記載の期日は提出時期を表すものであり、「運営・維持管理業務の開始3か月前まで」「供用開始から10年を経過した時点」「事業期間終了の1年前まで」に時点修正を行った事業期間終了までの長期修繕計画を提出してください。
17	別紙2 P9	6	(1)			基本的な考え方	基本的な考え方として「市はモニタリングの結果、事業者の運営・維持管理業務の内容が、事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準書等の未達成、または未達成の恐れがあると判断した場合、次のフローに示す手続きにより、事業者に対して、是正勧告、サービス購入料の減額・罰則点の付与…を講じる。」とありますが、市の業績監視による罰則点の付与およびサービス購入料の減額等の措置は、事業者の帰責事由による要求水準の未達成の”事実”によって行われるべきと考えます。従って、基本的な考え方の文中の『または未達成の恐れがあると判断した場合』でも、罰則点の付与およびサービス購入料の減額等の措置が行われるのは妥当ではないと考えます。修正すべきと考えますがいかがでしょうか。	市のモニタリングの結果、事業者の業務の履行等に対して要求水準等の未達成の恐れがある場合には、事業者から説明を求めますが、当該説明が合理的ではない等の理由により改善が必要な場合等を想定しているため、原文のとおりとします。
18	別紙2 P11	6	(2)	ア		是正レベルの認定	レベル1・レベル2の各事象について、事象発生の起因が事業者にある場合に限り措置の対象となる認識でよろしいでしょうか。 例えば、貴市起因による「予約システムが1日稼働しない」場合は、措置の対象外等。	例えば、事象発生の起因が事業者でない場合(利用者を含む第三者の場合等)でも、当該事象に対する事業者の業務上の不備(被害の拡大を最小限に留めるための措置等、通常の善良なる管理者の義務と考えられる範囲の対応の未実施など)があった場合は措置の対象となる場合があります。
19	別紙2 P11	6	(2)	ア		是正レベルの認定	「市は、事業者の運営・維持管理業務の実施内容が要求水準書等の未達成、または未達成の恐れがあると判断される事象が発生した場合、是正レベルの認定を行い…」とありますが、市の是正レベルの認定は、事業者の帰責事由による要求水準の未達成の”事実”によって行われるべきと考えます。 従って、文中の『または未達成の恐れがあると判断した場合』でも是正レベルの認定が行われるのは妥当ではないと考えます。修正すべきと考えますがいかがでしょうか。	No.17の回答を参照してください。

■入札説明書一覧

No.	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問内容	回答
20	別紙2 P11	6	(2)	ア	是正レベルの 認定	レベル1は「施設を利用する上で軽微な支障となる場合」、レベル2は「施設を利用する上で重大な支障となる場合」とありますが、市の業績監視はサービス購入料の減額に繋がるものであるがゆえに「事実」に基づき行われるべきと考えること、レベル1の軽微な支障という表現では、業績監視員の誤解等で軽微な支障まで業績監視で指摘がされる等の優越的地位の濫用に発展する可能性があります。 レベル1は「施設を利用する上で支障となる事象が発生した場合」、レベル2は「施設を利用する上で重大な支障が発生した場合」とするべきと考えますがいかがでしょうか。	曖昧な表現を是正するため、レベル1について、「施設を利用する上で支障となる事象」に修正の上、本事業ポータルサイトにて公表します。 なお、是正レベルの判定基準に関しては、本項の後段で事例を示しており、当該事例に照らして客観的に判定を行います。	
21	別紙2 P13	6	(3)	ア	減額ポイント の計上(是正 勧告1回目)	本紙にて示されている減額ポイントの計上方法では、軽微な支障となる事象でも是正指導をいただくもご満足いただかず、是正勧告を受けてしまうと「合計で11ポイントとなり”11%の減額”」という多大な減額措置となり、重大な事象以上の減額を受ける累積ポイント計上方法となっています。非常に過剰なペナルティであり、業績監視が実質機能しないことが想定されます。 表中、レベル1の「是正勧告(1回目)」および「是正勧告(2回目)」の措置を明確にするか、別紙2_P10 のフローを修正して「是正指導(反復)」のフローを明確にするなど業績監視の方法を明確にすべきと考えますがいかがでしょうか。	そもそもレベル1の状態は、是正指導により十分改善可能な状態であると考えており、当該是正指導によってもなお改善が認められない状態は、事業者が改善の意思が見られない状態に相当すると思われることから、本項の規定は十分に合理性があるものと考えます。 よって、原文のとおりとします。	
22	別紙2 P14	6	(3)	ウ	サービス購入 料の減額措置	「当該四半期のサービス購入料C、サービス購入料Dまたは当該四半期のサービス購入料Eを減額する」とありますが、これらは個別に計算され個別に減額判断がなされるという理解で宜しいでしょうか。	減額の対象となる事業をそれぞれのサービス購入料の対象とする業務毎に区分してポイントを集計し、該当するサービス購入料のみについて本項の計算方法に基づき算定し、減額することとします。	
23	別紙2 P14	6	(3)	ウ	サービス購入 料の減額措置	サービス購入料D(光熱水費の単価)が減額対象となっておりますが、当該モニタリングは、要求水準書P68(9)業務報告書の作成に「ただし、光熱水費の使用状況ならびに変動理由に関する考察を必ず記載するものとし、当該考察が合理的に妥当ではないと判断できる場合は、減額ポイントを計上することとする」を指すという理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料Dは光熱水費であり、当該費用の単価ではありません。その上で、御指摘の要求水準書の記載を指す場合もありますが、光熱水費を決定するに至るすべての業務に関する要求水準の未達等が対象となることに御留意ください。	
24	別紙2 P14	6	(3)	ウ	(ア)	減額の額の算 出	「サービス購入料C-1」の内訳について、運営業務と維持管理業務が同一項目となっておりますが、それぞれの業務の特性も異なりますし、ペナルティと帰責者が整合しないケースが想定されますので、同一項目ではなく、C-1(運営業務)とC-1(維持管理業務)で区分し、減額ポイントの計上と減額措置を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。	サービス購入料の構成として、運営業務費と維持管理業務費は一体のものとしてすべての規定を策定しているため、原文のとおりとします。
25	別紙2 P14	6	(3)	ウ	(ア)	減額の額の算 出	「四半期の累積減額ポイントに従い、次の算定に基づき当該四半期のサービス購入料C、サービス購入料Dまたは当該四半期のサービス購入料Eを減額する」とありますが、減額ポイントの付与された対象業務毎に、サービス購入料の減額の額をサービス購入料C-1、C-2、D、Eのそれぞれで算出するという理解でよろしいでしょうか。	No.22の回答を参照してください。